

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日とする)

目 次

◇規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

規 則

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

鳥取県規則第五十七号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表発電のための流水占用の項を次のように改める。

発電の ための 流水占 用	揚水式 発電所 以外の 発電所	二 一の項に掲げる発電所以外の 発電所
<p>1 昭和四十年十月一日以降に 発電（設備の点検のためにす るものを除く。以下同じ。） を開始した発電所</p> <p>2 昭和四十年九月三十日以前 に発電を開始した後に設備の 増設をし、昭和四十年十月一 日以降に当該増設に係る設備 又はその部分を使用して行う 発電を開始した発電所（増設 以後の理論水力についてこの 項により算出した額が、増設 前の理論水力について二の項 により算出した額に満たない ものを除く。）</p>	<p>イ及びロによりそれぞれ 算定して得た額を合算し て得た額</p> <p>イ 常時理論水力一キロ ワットにつき一年 一、六九八円</p> <p>ロ 最大理論水力と常時 理論水力との差一キロ ワットにつき一年 八四九円</p>	

揚水式発電所

イ及ロによりそれぞれ算定して得た額を合算して得た額に〇・一六七を乗じて得た額

イ 常時理論水力一キロワットにつき一年
一、六九八円

ロ 最大理論水力と常時理論水力との差一キロワットにつき一年
三七五円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年九月二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十八号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第七十七号中「三百五十円」を「四百円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十一年十月一日から施行する。